

特定不妊治療費助成事業の制度拡充について

施行：令和3年2月22日

適用：令和3年1月 1日

項目		治療期間の終了日				
		令和2年12月31日以前	令和3年1月1日以降			
治療終了日の属する月			令和3年1月	令和3年2月～3月	令和3年4月～令和4年1月	
申請期限		令和3年3月末	令和3年4月末	令和3年5月末	令和4年3月末	
所得制限		730万円未満	撤廃	同左	同左	
助成上限額	A	初回	30万円	30万円	〃	〃
		2回目以降	15万円	30万円	〃	〃
	B	初回	30万円	30万円	〃	〃
		2回目以降	15万円	30万円	〃	〃
	C		7.5万円	10万円	〃	〃
	D	初回	30万円	30万円	〃	〃
		2回目以降	15万円	30万円	〃	〃
	E	初回	30万円	30万円	〃	〃
		2回目以降	15万円	30万円	〃	〃
	F		7.5万円	10万円	〃	〃
	男性不妊治療	初回	30万円	30万円	〃	〃
		2回目以降	15万円	15万円	〃	〃
助成回数（※）	40歳未満	通算6回	6回/1人（出生）	〃	〃	
	40歳以上43歳未満	通算3回	3回/1人（出生）	〃	〃	
事実婚		不可	可	〃	〃	

（※）リセット

制度の拡充により、助成回数については、1子毎にカウントされることとなったが、**出生時点でリセット**される。

例) 妻の初回治療年齢：40歳未満
 平成29年度 3回助成を受ける。（残：3回）
 平成30年度 第1子を授かる。（リセット 残：6回）
 令和元年度 1回助成を受ける。
 ⇒ 残り5回の助成を受けることが可能。